

保護者様へ

「奨学のための給付金」制度のご案内

1 制度の概要

- 返済不要の給付金（定額）が東京都から保護者の口座に振り込まれる制度です。
- 制度の詳細については、配布したリーフレットをご確認ください。

2 対象になる世帯

令和7年7月1日現在、主に以下の要件を満たしている保護者に支給されます。詳細は入学手続き時配布のリーフレットで確認してください。

- （1）以下のいずれかに該当する世帯であること。
 - 〔1〕生活保護（生業扶助）受給世帯
 - 〔2〕保護者全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0円）世帯
 - 〔3〕令和7年7月1日までに家計が急変し、保護者全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯に相当すると認められる世帯
- （2）保護者が東京都内に住所を有していること。

3 申請方法

- （1）都立高等学校オンライン申請受付システムでの受給申請
- （2）支払金口座振替依頼書等の書類一式を経営企画室（1階）窓口で受け取ってください。
- （3）必要書類を作成し、下記提出期限までに経営企画室（1階）窓口提出（生徒でも可）
または郵送（簡易書留またはレターパック）してください。



4 必要書類の提出期限

令和7年9月30日（火） 17時（必着）

※不備があった場合に備えて、お早めに申請書類を受け取り、提出してください。

受付できない場合がございます。

【問合せ先】

東京都立光丘高等学校 経営企画室
電話 03-3977-1501